

特定事業の選定の新旧対照表

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
表紙タイトル						横浜市下水道局北部汚泥処理センター 消化ガス発電設備整備事業 特定事業の選定について	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業 特定事業の選定
表紙日付						平成 16 年 9 月	平成 19 年 10 月
全般						下水道局	環境創造局
全般						汚泥処理センター	汚泥資源化センター
全般						下水処理場	水再生センター
1	冒頭					民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定により、下記の事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業選定に当たっての客観的評価結果を公表する。 平成 16 年 9 月 9 日	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定により平成 16 年 9 月 9 日に特定事業として選定した横浜市下水道局北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業の内容を、下記の通り修正したので、同法第 8 条の規定により事業内容修正後の客観的評価結果を公表する。 平成 19 年 10 月 26 日
1	第1	4	(1)	ア		PFI 事業者は、設備のうち 4 機について、一定の運転実績を確保しながら、その設計、スケジュールにより、順次旧設備を更新建設し、その所有権を市に移転する。	PFI 事業者は、その設計、スケジュールにより、平成 21 年度末を期限に、順次旧設備を更新建設し、その所有権を市に移転する。
1	第1	4	(1)	ア		…なお、更新に際し、	「なお、」を削除

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
1	第1	4	(1)	ア			(追加) なお、PFI事業者は、市と一定の運転実績を確保できるように更新設計画を定めること。
1	第1	4	(1)	イ		前処理を行い一定の組成を持つ消化ガスを受け取り、	「前処理を行い」を削除
1	第1	4	(1)	イ		…その使用可能な全量（既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備及び計画中の設備の焼却炉使用量を除く）…	…その使用可能な全量（既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備の使用量を除く）…
2	第1	4	(1)	ウ		<p>PFI事業者は、既設の設備5機について更新対象の4機（10号機から40号機まで）は更新時まで、更新対象とならない1機（50号機）は平成28年度まで、運営及び維持管理する。</p> <p>PFI事業者は、市から設備の使用許可を受け、その責任と費用負担において運営し、市に電力及び温水を供給する。</p> <p>市は、これらのサービスに対価を支払う。</p>	<p>PFI事業者は、更新後の設備及び更新対象とならない設備を使用する場合は、市から使用許可を受け、その責任と費用負担において運営と維持管理を行い、市に電力及び温水を供給する。</p> <p>市は、これらのサービスに対価を支払う。</p> <p>更新対象となる既設設備の運営及び維持管理については更新完了まで、更新対象とならない既設設備の運営及び維持管理についてはPFI事業者による電力・熱の全面供給開始まで、市の所掌となる。</p> <p>なお、PFI事業者は、新設設備及び更新対象とならない設備による電力及び温水の全面供給を平成22年4月1日までに開始するものとする。</p>
2	第1	5				事業期間は平成17年度から平成38年度とし、新設設備による運営及び維持管理は全面供給開始の平成19年度より20年間とする。	事業期間は平成20年度から平成41年度とし、更新建設の完了した新設設備から順次運営及び維持管理を始め、全面供給期間を平成22年4月1日より20年間とする。

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
3	第2	1				市の仕様及び基準に基づき、過去の運営、維持管理費に基づき算定した。	市の仕様及び基準に基づき、過去の運営、維持管理費に、センターの管理運営に包括的管理委託が導入される費用削減効果を加味して算定した。
3	第2	1				左記に準じ建設費の一定割合に国庫補助金を導入し、残額を自己資金及び借入金（期間20年）等により調達することを想定した。金利等の条件は、現行の水準を勘案し設定した。	左記に準じ建設費の一定割合に国庫補助金を導入し、残額を自己資金及び借入金（期間20年）等により調達することを想定した。金利等の条件は、前回公募時の事業者提案における調達金利を参考に設定した。
3	第2	1				割引率 4.0%	割引率 <u>3.0%</u>
3	第2	2				…本事業はPFI事業として行うことによって市の財政負担を約5.7%削減することが期待できる。	…本事業はPFI事業として行うことによって市の財政負担を約 <u>4.2%</u> 削減することが期待できる。
5	第3					よって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、法第6条に基づく特定事業として選定する。	よって、横浜市下水道局北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業を、横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業へと修正し、引き続き法第6条に基づく特定事業とする。